

## 徳島市農業委員会総会農地関係議事録

徳島市農業委員会総会農地関係の開催については、次のとおりである。

1 日 時 平成31年 1月31日（木） 15時15分から書類審査  
15時30分から開会

2 場 所 徳島市本庁舎13F 大会議室

### 3 議事内容

#### 付議案件

- |       |                              |
|-------|------------------------------|
| 第1号議案 | 農地法第3条の規定による許可申請の審議について      |
| 第2号議案 | 農地法第5条の規定による許可申請の審議について      |
| 第3号議案 | 非農地証明願の審議について                |
| 第4号議案 | 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について |
| 第5号議案 | 農用地利用集積計画の承認について             |

#### 報告事項

1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について
2. 農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付について
3. 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出について
4. 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出について
5. 農地法第18条第6項の処理について
6. 農地改良届について
7. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
8. 転用許可の訂正について（5条許可）

#### 4 出席委員

##### 農業委員

在任委員数 19名 出席委員数 18名

- 1番 岸本 昇
- 2番 橘 榮一
- 3番 天羽 俊文
- 4番 野口 俊廣
- 5番 大貝 美治
- 6番 金沢 敬治
- 7番 能田 義弘
- 8番 西 一
- 9番 久米 裕純
- 10番 川人 泰博
- 11番 佐々木 永薫
- 12番 森 政雄
- 13番 品山 昌美
- 14番 植田 美恵子
- 15番 細川 勝義
- 17番 鎌田 良昭
- 18番 朝田 三郎
- 19番 市岡 沙織

##### 農地利用最適化推進委員

在任委員数 18名 出席委員数 4名

- 6番 桑野 欣伸
- 7番 山本 喜代治
- 11番 松浦 義幸
- 17番 野口 芳久

平成31年 1月31日 15時15分から書類審査  
徳島市役所13階 大会議室にて開催

(開会 15時30分)

- 議長 ただ今から、平成31年1月徳島市農業委員会総会一農地関係を開会いたします。  
本日の総会は、農業委員19名のうち過半を超える18名が出席しており、会議が成立しております。  
欠席の届出がありました委員は、16番 谷川 興一委員、3番 大平 雅義推進委員です。  
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに異議はございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 異議がないということですので、本日の議事録署名者は、1番・岸本 昇委員、8番・西 一委員にお願いします。  
それではこれより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしく願いいたします。  
では、第1号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。  
それでは、事務局より、議案の説明をお願いします。
- 事務局 それでは第1号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議についてご説明します。  
議案書1ページをお開きください。  
全ての申請について法定の添付書類は整っております。  
農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられませ。ん。  
なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。  
1番は、譲渡人から譲受人へ、別世帯の農業後継者への部分贈与により、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、637aに至り、譲受人は対象地において、果樹の栽培を行うとのことです。  
2番は、同一世帯内で、贈与により農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず55aで、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。  
3番と4番は、農地の相互交換のため、まとめて説明させていただきます。効率的に耕作するため、交換により農地1筆の所有権がそれぞれに移転されるものです。3番の譲受人の耕作面積は許可後45aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。4番の譲受人の耕作面積は許可後106aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。  
5番は、譲渡人から譲受へ、相手方の要望による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、43aに至り、譲受人は対象地において、水稻の栽培を行うとのことです。  
6番は、譲渡人から譲受へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、204aに至り、譲受人は対象地において、ブロッコリーの栽培を行うとのことです。

7番は、譲渡人から譲受人へ、相手方の要望による売買で、農地4筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後、51aに至り、譲受人は対象地において、水稻や小松菜、ホウレン草などの栽培を行うとのことです。

8番は、同一世帯内で、経営移譲年金受給の為、農地1筆に使用貸借権が設定されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず158aで、譲受人は対象地において、ブロッコリー、キャベツ、枝豆などの栽培を行うとのことです。

第1号議案は以上8件で、対象地は、田9, 739㎡、畑2, 753㎡、計12, 492㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第1号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第1号議案については全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第2号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議についてご説明します。

議案書2ページをお開きください。

まず全ての申請について、法定の添付書類は整っております。

1番は、譲受人が、所有権の移転を受けて、露天駐車場及び家庭菜園に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、隣接地に居住しておりますが、駐車スペースがなく、また、一部を家庭菜園とすることでこの地を利用できないか、所有者と交渉したところ話がまとまり、申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに駐車場として使用されており、このたびの申請について、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

2番と3番は、事業計画等が同一のため合わせて説明させていただきます。この2件の案件は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、新居を建築するにあたり、実家の近くで住居を構えたいと考え、申請地は実家にも近く県道に面して交通の便も良いことから、このたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、現在居住しているマンションでは家族が増え、家財も増えて手狭になったため実家に近く農作業も手伝えることから、この地に計画しこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

5番は、譲受人が、使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅へ転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されま

す。一般基準については、譲受人は、実家の近くで住居を構えたいと考え、交通の便、環境も良く、農作業も手伝えることから、この地に計画しこのたびの申請に至ったもので、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

6番は、譲受人が所有権の移転を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準については、譲受人は、再生可能エネルギー発電設備の認定を受け、発電事業を行うにあたり、付近に高い建物がなく、効率的に発電が可能であることからこの地に計画し申請に至ったもので、発電設備の概要は、太陽光パネル242枚、出力49.50kW規模のもので、事業費総額1,200万円、全額を自己資金とする資金証明の提出が有り、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第2号議案は、6件で、田2,179㎡、畑295.25㎡で、計2,474.25㎡。

転用目的の内訳は、住宅用地1,444.25㎡、駐車場・資材置場用地338㎡、その他施設用地692㎡になります。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第2号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、全案件を議案書のとおり許可すること異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第2号議案につきましては全案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第3号議案、非農地証明願の審議について、を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第3号議案、非農地証明願の審議についてご説明いたします。議案書3ページをお開きください。

すべての申請について所定の添付書類は整っております。

1番の申請地は、申請人の親が所有していた頃、徳島市心神児童館設立の話もあったようですが、譲渡には至らず残ってしまいました。その後、昭和59年3月31日には徳島市認定道路とされ、道路現況に含まれてしまったまま既に20年以上が経過しており、現在に至るまで農地としては機能しておりません。非農地化の確認資料としましては、平成61年4月30日撮影の航空写真があり、現地が非農地化していることを現地調査でも確認しております。申請地は、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。

第3号議案は以上1件で、対象地は田42㎡です。

ご審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、本案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。

それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の非農地証明願の審議については、本案件を議案書のとおり証明することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については本案件を議案書のとおり証明することに決定いたしました。  
それでは、次の審議に移ります。  
第4号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 それでは第4号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議についてご説明します。  
議案書4ページからをご覧ください。  
1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。  
2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。  
3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。  
4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。  
5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。  
6番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。  
7番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。  
対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。  
第4号議案は以上7件で、税務署あてに報告しようとするものです。  
対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。  
ご審議をよろしくお願いします。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。  
第4号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を議案書のとおり税務署に報告することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

議長 それでは、次の議案の審議に移ります。  
第5号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。  
なお、本号の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれております。農業委員会法第31条に定める、議事参与の制限の規定に基づき、大貝 美治委員、朝田 三郎委員にご退席をお願いいたします。  
なお、審議終了後に、入室・着席をさせていただきます。  
それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

- 事務局            それでは第5号議案、農用地利用集積計画の承認についてご説明します。  
議案書7ページをお開きください。  
全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われます。  
今月は新規設定が13件、再設定が9件で合計22件となっており、そのうち、賃貸借権が10件、使用貸借権が12件となっております。  
設定しようとする土地での地区別の内訳は、1番～5番が多家良地区・8筆・5件、6番が勝占地区・8筆・1件、7番が入田地区・2筆・1件、8番が応神地区・1筆・1件、9番～14番が川内地区9筆・6件、15番・16番が南井上地区・5筆・2件、17番～22番が北井上地区・9筆・6件、となっております。  
利用権設定については以上で、田21筆21,021㎡、畑21筆23,475㎡の合計42筆44,496㎡となります。  
第5号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。  
ご審議をよろしく申し上げます。
- 議長            事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、ご意見、ご質問はありませんか。  
それでは、ご発言が無いようですので採決いたします。  
第5号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。
- 全委員            異議なし。
- 議長            異議がないということですので、第5号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。  
参与制限により退席しています委員が、着席するまでお待ちください。  
以上で付議案件の審議を終了します。  
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。
- 事務局            それでは報告事項について説明します。  
議案書10ページをお開きください。  
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。  
11ページに渡り5件受理しました。  
13ページをお開きください。  
2番は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可の決定及び指令書の交付についてです。1件交付しました。  
14ページをお開きください。  
3番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。2件、受理しました。  
15ページをご覧ください。  
4番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。  
17ページに渡り15件受理しました。  
18ページをお開きください。  
5番は農地法第18条第6項の処理についてです。3件受理しました。  
19ページをご覧ください。  
6番は農地改良届出についてです。1件受理しました。  
20ページをお開きください。  
7番は地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。4件回答しました。  
21ページをご覧ください。

8番は農地法第5条許可の訂正についてです。1件訂正しました。  
報告事項の説明については以上です。

議長

報告は以上ですが、何かご意見等はありませんか。  
それでは、以上をもちまして、平成31年1月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。

次回は2月27日（水）の開催予定となっておりますのでよろしくお願いします。  
ありがとうございました。

（15時50分）